

ID: 802

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の2第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 (施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例) 第118条の25の2 3 前項において準用する第109条の3第2項から第5項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第118条の17の規定による公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第269条の2の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第1項の地上権が設定されたものとみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日